



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年10月10日金曜日 第2006号

◇ 目 次 ◇ 告 示

医療機関の指定.....	1090
指定医療機関の廃止の届出.....	1090
施術機関の指定.....	1090
介護機関(居宅介護事業者)の指定.....	1090
介護機関(介護予防事業者)の指定.....	1091
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	1091
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	1092
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	1092
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更.....	1093
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	1093
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	1094
指定自立支援医療機関の指定.....	1094
大規模小売店舗の変更の届出の概要等(2件).....	1094
水防警報を行う河川の指定.....	1095
公有水面埋立免許.....	1095
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(2件).....	1096
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1096
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(4件).....	1098
道路の供用開始(県道弓削循環線).....	1099
道路の区域変更(県道松山東部環状線).....	1099
道路の供用開始(").....	1100
道路の区域変更(県道上尾峠久万線).....	1100
道路の供用開始(").....	1100
道路の区域変更(県道玉津港線).....	1100
道路の供用開始(").....	1100
町営土地改良事業の施行の同意(2件).....	1101
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	1101
道路の供用開始(").....	1101
道路の区域変更(県道瀬田八多喜停車場線).....	1101
道路の供用開始(国道441号).....	1101
道路の供用開始(県道猿鳴平城線).....	1102
落札者等の告示(2件).....	1102

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	1102
政治団体の届出事項の異動の届出.....	1103
政治団体の解散の届出.....	1104
資金管理団体の届出.....	1104
資金管理団体の解散の届出.....	1105

労働委員会告示

あっせん員候補者の公示.....	1105
------------------	------

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1435号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
こもだ歯科医院	医療法人 尚 歯 会	四国中央市妻鳥町1025-1	平成20年 7月1日
かとうクリニック	医療法人 かとうクリニッ ク	新居浜市船木甲4322番地2	平成20年 7月22日
しみず歯科医院	清 水 禎 明	西予市宇和町卯之町4-405	平成20年 8月1日
ア タ ゴ 薬 局	株式会社 メディック・ユ ー	宇和島市広小路1-43	平成20年 9月1日

○愛媛県告示第1436号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年月日
かとうクリニック	医療法人 かとうクリニッ ク	新居浜市船木甲2582番地2	平成20年 7月22日
しみず歯科医院	清 水 虔七郎	西予市宇和町卯之町4-405	平成20年 8月1日

○愛媛県告示第1437号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
レイス治療院	田 窪 哲 郎	今治市常盤町七丁目5番37号	平成20年 6月25日
御 荘 整 骨 院	中 川 英 明	南宇和郡愛南町御荘平城2975	平成20年 9月1日

○愛媛県告示第1438号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関(居宅介護事業者)を次のように指定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
柳 田 一	八幡浜市江戸岡一丁目7番10号	柳田脳神経外科	八幡浜市江戸岡一丁目7番10号	平成20年8月1日
よつばメディカルサービス株式会社	八幡浜市江戸岡一丁目7-15	よつば薬局駅前西通店	八幡浜市江戸岡一丁目7-15	平成20年8月1日
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	グループホーム玉泉	伊予郡松前町北川原33番地1	平成20年7月28日
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	デイサービスセンターこだま	伊予郡松前町大間314番地	平成20年8月26日
株式会社堂崎	宇和島市石応1312番地	ヘルパーあさがお	宇和島市石応1312番地	平成20年9月18日

○愛媛県告示第1439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
柳 田 一	八幡浜市江戸岡一丁目7番10号	柳田脳神経外科	八幡浜市江戸岡一丁目7番10号	平成20年8月1日
よつばメディカルサービス株式会社	八幡浜市江戸岡一丁目7-15	よつば薬局駅前西通店	八幡浜市江戸岡一丁目7-15	平成20年8月1日
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	グループホーム玉泉	伊予郡松前町北川原33番地1	平成20年7月28日
社会福祉法人エンゼル	伊予郡松前町北川原33番地1	デイサービスセンターこだま	伊予郡松前町大間314番地	平成20年8月26日
有限会社さわやか	今治市天保山町五丁目1番29号	有限会社さわやか	今治市天保山町五丁目1-29	平成20年8月1日
有限会社武吉	今治市横田町一丁目6番3号	武吉ホームヘルプサービス東予	西条市周布348-8-2階	平成20年9月1日
株式会社堂崎	宇和島市石応1312番地	ヘルパーあさがお	宇和島市石応1312番地	平成20年9月18日

○愛媛県告示第1440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の名称が次のように変更された。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
（変更後） 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	多田あんしんの家	西予市宇和町伊延東81-1	平成20年7月16日

(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	短期入所生活介護事業所松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	石城あんしんの家れんげ	西予市宇和町山田1863 - 1	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	福祉の里デイサービスセンター	西予市宇和町久枝甲1442 - 1	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	デイサービスセンター皆楽園	西予市三瓶町皆江2598 - 1	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	基準該当短期入所生活介護事業所あんしんの家	西予市宇和町新城1072	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	あんしんの家	西予市宇和町新城1072	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	游の里デイサービスセンター	西予市宇和町明間6125	平成20年7月16日

○愛媛県告示第1441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の名称が次のように変更された。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	居宅介護支援事業所松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				

○愛媛県告示第1442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の名称が次のように変更された。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地1	多田あんしんの家	西予市宇和町伊延東81 - 1	平成20年7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				

(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	短期入所生活介護事業所松葉寮	西予市宇和町久枝甲1434 - 1	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	石城あんしんの家れんげ	西予市宇和町山田1863 - 1	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	福祉の里デイサービスセンター	西予市宇和町久枝甲1442 - 1	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	デイサービスセンター皆楽園	西予市三瓶町皆江2598 - 1	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	基準該当短期入所生活介護事業所あんしんの家	西予市宇和町新城1072	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	あんしんの家	西予市宇和町新城1072	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				
(変更後) 社会福祉法人西予総合福祉会	西予市宇和町久枝甲1434番地 1	游の里デイサービスセンター	西予市宇和町明間6125	平成20年 7月16日
(変更前) 社会福祉法人宇和町社会福祉施設協会				

○愛媛県告示第1443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地が次のように変更された。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
セントケア愛媛株式会社	(変更後) 松山市馬木町2167番地	セントケア西条朔日市	西条市朔日市78 - 7	平成20年 6月 1日
	(変更前) 松山市古川南二丁目7番27号			

○愛媛県告示第1444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の主たる事務所の所在地並びに居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ライズ	(変更後) 宇和島市別当二丁目4番1号	ヘルパーステーションこころ	(変更後) 宇和島市別当二丁目4番1号	平成20年 6月16日
	(変更前) 宇和島市佐伯町一丁目1番13号		(変更前) 宇和島市佐伯町一丁目1番13号	

○愛媛県告示第1445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）の主たる事務所の所在地並びに介護予防事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ライズ	(変更後) 宇和島市別当二丁目4番1号	ヘルパーステーションこころ	(変更後) 宇和島市別当二丁目4番1号	平成20年6月16日
	(変更前) 宇和島市佐伯町一丁目1番13号		(変更前) 宇和島市佐伯町一丁目1番13号	

○愛媛県告示第1446号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	所在地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
宮内メンタルクリニック	四国中央市金生町山田井乙17番地1	宮内 昭二	精神通院医療	平成20年10月1日
あんず薬局	宇和島市桜町2-52	株式会社メディック・ユウ	精神通院医療（薬局）	平成20年9月1日
レデイ薬局新居浜西店	新居浜市中萩町4-44	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	平成20年9月1日
ハッピー薬局朝生田店	松山市朝生田町一丁目4番14号	株式会社ハッピーファーマシー	精神通院医療（薬局）	平成20年10月1日
しまなみ薬局	今治市北日吉町一丁目14-7	株式会社アガスト	精神通院医療（薬局）	平成20年10月1日
コスモス薬局山田井店	四国中央市金生町山田井乙17番地4	有限会社ネオファルマー	精神通院医療（薬局）	平成20年10月1日

○愛媛県告示第1447号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
レスパス・シティ	東温市見奈良1125番地	大規模小売店舗を設置する者の名称	有限会社レスパスコーポレーション	株式会社レスパスコーポレーション	平成19年8月1日	平成20年9月25日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか23者	株式会社フジほか19者	平成20年9月1日ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
リバーサイドショッピングセンター	伊予郡砥部町拾町20番 外	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所	有限会社レスバスコーポレーション 伊予郡砥部町拾町20番地	株式会社レスバスコーポレーション 東温市見奈良1110番地	平成19年8月1日 ほか	平成20年9月25日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか10者	株式会社セブンスター ほか10者	平成19年8月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに砥部町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1449号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、愛媛県知事が水防警報を行う河川を次のとおり指定し、水防警報を行う河川及び海岸の指定（昭和31年8月愛媛県告示第488号）は、廃止する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

水系名	河川名	区 間
国領川	国領川	左岸 新居浜市角野新田町三丁目（新田橋）から 新居浜市新須賀町四丁目（新高橋）まで 右岸 新居浜市角野新田町三丁目（新田橋）から 新居浜市南小松原町（新高橋）まで
加茂川	加茂川	左岸 西条市中野字釜之口甲1304番3地先から 海まで 右岸 西条市福武字八堂乙2番1地先から 海まで
中山川	中山川	左岸 西条市丹原町来見（乗越橋）から 海まで 右岸 西条市丹原町湯谷口（乗越橋）から 海まで

蒼社川	蒼社川	左岸 今治市玉川町法界寺（永代橋上流300メートル）から 海まで 右岸 今治市玉川町中村（永代橋上流300メートル）から 海まで
重信川	石手川	左岸 松山市東野一丁目（遍路橋）から 松山市朝生田町四丁目995番2地先まで 右岸 松山市石手三丁目（遍路橋）から 松山市和泉北一丁目1096番地先まで
肱川	肱川	左岸 西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（皆田橋）まで 右岸 西予市宇和町大江（大江橋）から 西予市宇和町皆田（下宇和橋）まで
須賀川	須賀川	左岸 宇和島市柿原（須賀川ダム下流90メートル）から 海まで 右岸 宇和島市柿原（須賀川ダム下流90メートル）から 海まで

○愛媛県告示第1450号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成20年10月10日

伯方港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智忍

今治市大西町脇甲1032番地1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市伯方町木浦字足奈波乙509番、乙510番、乙511番、乙517番、乙518番、乙518番2及び乙520番1の地先公有水面

イ 区域

次の1点から5点までを順次直線で結んだ線並びに5点と1点を結ぶ平成19年の春分の満潮位(D.L.+3.71メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町大字木浦字高丸乙592番地の57、国土地理院「高丸山」四等三角点)は、北緯34度11分50.6910秒、東経133度07分20.0135秒の地点

1点は、基点から真北5度16分29秒486.21メートルの地点

2点は、1点から真北166度37分45秒120.00メートルの地点

3点は、2点から真北256度37分44秒60.24メートルの地点

4点は、3点から真北166度35分47秒0.48メートルの地点

5点は、4点から真北256度37分40秒19.25メートルの地点

ウ 面積

9,600.42平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市伯方町木浦字足奈波乙508番、乙509番、乙510番、乙511番、乙517番、乙518番、乙518番2、乙520番1及び乙528番1の地内及び同地先公有水面

イ 区域

次のA点からH点までを順次直線で結んだ線及びH点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点(今治市伯方町大字木浦字高丸乙592番地の57、国土地理院「高丸山」四等三角点)は、北緯34度11分50.6910秒、東経133度07分20.0135秒の地点

A点は、基点から真北353度27分47秒465.87メートルの地点

B点は、A点から真北74度50分04秒100.06メートルの地点

C点は、B点から真北346度16分21秒45.01メートルの地点

D点は、C点から真北74度50分04秒100.33メートルの地点

E点は、D点から真北166度37分45秒223.64メートルの地点

F点は、E点から真北256度37分44秒166.84メートルの地点

G点は、F点から真北327度19分45秒16.25メートルの地点

H点は、G点から真北254度35分03秒22.18メートルの地点

ウ 面積

38,708.49平方メートル

3 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

4 埋立免許年月日

平成20年10月10日

○愛媛県告示第1451号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1452号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特定用途制限地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1453号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県西条保健所長 竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友金属鉱山株式会社
東京都港区新橋五丁目11番3号
代表取締役 家守伸正

2 事業場の名称及び所在地

住友金属鉱山株式会社磯浦工場
新居浜市磯浦町17番3号

3 特定施設に関する事項

(1) 圧搾式フィルタープレス No.11

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第27号 イろ過施設
特定施設の能力	ろ過面積19.1平方メートル
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月

使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8,000 最大 8,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 63 最大 70	

(2) 除害塔(M1)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1分間当たり100ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2~5 最大 2~5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 82,000 最大 82,000
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1未満
	最大	1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	10
	最大	11

(3) 冷却塔(No.1、No.2)

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設(2基)	
特定施設の能 力	1基1分間当たり70ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~9 最大 7~9
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	1基当たり 通常 0.1 最大 0.2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) アンモニア回収施設

設 置 年 月 日	平成13年5月15日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	pH調整及び蒸留回収
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及びステンレス製他
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 18メートル 横 21メートル 高さ 15メートル 他
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり600立方メートル処理

汚水等の処理の方式		pH調整及び蒸留回収	
処理施設の使用時間間隔		連 続	
処理施設の1日当たりの使用時間		24時間	
処理施設の使用の季節的変動の概要		な し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 11~12 最大 11~12	通常 11~12 最大 11~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9,200 最大 11,000	通常 21 最大 30
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.5 最大 1.0	通常 0.5 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 470 最大 523	通常 470 最大 523

注意 汚水は、No.5 汚水処理施設で処理する。

(2) No.5 汚水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工後約2ヶ月
使用開始の予定年月日	完成の翌日
処理施設の種 類	物理処理及び化学処理
処理施設の型 式	ろ過及び中和
処理施設の構 造	ステンレス製他
処理施設の主要寸法	縦 10メートル 横 21メートル 高さ 5.5メートル
処理施設の能 力	1日当たり1,000立方メートル処理
汚水等の処理の方式	ろ過及び中和
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10~12 最大 10~12	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 1	通常 1 最大 1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 50	通常 5 最大 10
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 30	通常 19 最大 30
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 515 最大 573	通常 515 最大 573

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 7.1
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 13.7 最大 18.3
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 2,948 最大 3,511

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1454号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・大地地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・大地

地区) 計画書の写し

(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1455号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・原井手下地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・原井手下地区)計画書の写し
(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1456号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・原中地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、

次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・原中地区)計画書の写し
(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1457号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大地地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大地地区)計画書の写し
(2) 四国中央市土居町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年10月14日から11月11日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所土居支所

○愛媛県告示第1458号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 4 columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Content: 県道, 弓削循環線, 越智郡上島町弓削引野136番から同郡上島町弓削引野123番まで, 平成20年10月10日

○愛媛県告示第1459号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加戸守行

Table with 7 columns: 道路の種類, 路線名, 区間, 旧・新別, 敷地の員幅, 延長, 備考. Content: 県道, 松山東部環状線, 松山市船ヶ谷町232番4から同市安城寺町712番6まで, 旧, メートル 6.2~13.0, キロメートル 0.230, 新, 6.3~13.8, 0.230

○愛媛県告示第1460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山東部環状線	松山市船ヶ谷町232番4から 同市安城寺町712番6まで	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂886番から 同町満穂889番2まで	旧	メートル 48～84	キロメートル 0.090	
			新	22.8～50.0	0.080	

○愛媛県告示第1462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上尾峠久万線	伊予郡砥部町満穂886番から 同町満穂889番2まで	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	玉津港線	宇和島市吉田町立間字小名2番耕地1646番4から 同町立間字雪森2番耕地1790番6まで	旧	メートル 40～110	キロメートル 0.784	
			新	50～53.5 11.0～53.5	0.671 0.540	

○愛媛県告示第1464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	玉津港線	宇和島市吉田町立間字小名2番耕地1646番4から 同町立間字雪森2番耕地1783番3まで	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1465号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・宮の下地区）の施行に平成20年9月30日同意した。

平成20年10月10日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第1466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・ノマズ地区）の施行に平成20年9月30日同意した。

平成20年10月10日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

○愛媛県告示第1467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市八多喜町甲2987番2	旧	メートル 4.8～7.2	キロメートル 0.044	
			新	8.8～11.8	0.044	

○愛媛県告示第1468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市八多喜町甲2987番2	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	瀬田八多喜停車場線	大洲市八多喜町甲501番3地先から 同市八多喜町甲238番14地先まで	旧	メートル 4.0～20.4 9.6～27.0	キロメートル 0.143 0.142	
			新	9.6～27.0	0.142	

○愛媛県告示第1470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
国 道	441号	大洲市松尾707番11から 同市松尾870番 3 まで	平成20年10月10日

○愛媛県告示第1471号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町防城成川83番 8 から 同町防城成川77番 1 まで	平成20年10月11日

○愛媛県告示第1472号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
捜査画像情報システム一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2	平成20年 9 月12日	NECリース株式会社 四国支店 香川県高松市中野町29番 2 号	1,383,795円 (月額)	一般競争入札	平成20年 8 月 1 日

○愛媛県告示第1473号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年10月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
通信機器一式の借上げ	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2	平成20年 9 月12日	西日本電信電話株式会社 愛媛支店 松山市一番町四丁目 3 番地	1,003,275円 (月額)	一般競争入札	平成20年 8 月 1 日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成20年10月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
伊賀功後援会	大 西 喜 良	伊 賀 正	東温市西岡206	平成20年 7 月15日	
谷内開後援会	谷 内 開	谷 内 和 代	四国中央市金生町山田井乙577 - 4	平成20年 7 月18日	
浜田高嘉後援会	濱 田 高 嘉	濱 田 高 嘉	越智郡上島町弓削太田180	平成20年 8 月 8 日	

さわやか新居浜市民の会	天 野 征 郎	秦 憲 司	新居浜市一宮町二丁目 6 - 3	平成20年 8月12日	
長野文彦後援会	天 野 征 郎	秦 憲 司	新居浜市一宮町二丁目 6 - 3	平成20年 8月12日	
重松真司後援会	重 松 一 也	重 松 万 規 子	今治市片原町一丁目 1 - 27	平成20年 8月29日	
越智けいろ後援会	曾我部 弘 志	本 田 典 彦	西条市福武甲247	平成20年 9月 4日	
三谷つぎむ後援会	石 川 正 一	石 川 勝 正	四国中央市三島宮川三丁目 3 - 25	平成20年 9月10日	
高橋章哲後援会	真 鍋 知 巳	高 橋 充 代	西条市大町1019 - 8	平成20年 9月19日	
永江孝子後援会	永 江 孝 子	永 江 弘 喜	松山市喜与町一丁目 5 - 4	平成20年 9月22日	
民主党愛媛県第1区総支部	永 江 孝 子	永 江 弘 喜	松山市喜与町一丁目 5 - 4	平成20年 9月29日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成20年10月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届 出 年 月 日	備 考
自由民主党朝倉支部	主たる事務所の所在地	今治市朝倉南甲301 - 1	今治市朝倉上甲620 - 2	平成20年 7月 2日	政党の支部
	代 表 者	仙 波 忠 雄	曾我部 正 治		
	会 計 責 任 者	河 上 勉	曾我部 光		
自由民主党愛媛県防衛協賛支部	代 表 者	寺 岡 陸 雄	嶋 岡 數 義	平成20年 7月 8日	政党の支部
	会 計 責 任 者	木 下 真 由 美	寺 岡 陸 雄		
自由民主党愛媛県傷痍軍人会支部	主たる事務所の所在地	松山市歩行町 2 - 1 - 12	松山市安城寺町123 - 6	平成20年 7月10日	政党の支部
	会 計 責 任 者	高 田 英 夫	大 泉 武 夫		
自由民主党愛媛県ときわ会支部	代 表 者	田 邊 享 二	湯 浅 計 次	平成20年 7月10日	政党の支部
元気えひめの会	会 計 責 任 者	菅 田 治	大 亀 文 夫	平成20年 7月10日	
自由民主党久万支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町露峰甲1900 - 1	上浮穴郡久万高原町入野517	平成20年 7月15日	政党の支部
	代 表 者	恩 地 繁	田 村 友 信		
政治結社学塾	主たる事務所の所在地	宇和島市光満字石神66	宇和島市和霊町西通一区1227 - 3	平成20年 7月17日	
	代 表 者	桜 木 誠 一	青 木 正		
自由民主党松山支部連合会	代 表 者	池 本 俊 英	川 本 光 明	平成20年 7月18日	政党の支部
	会 計 責 任 者	砂 野 哲 彦	森 岡 功		
自由民主党松野支部	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町松丸277 - 1	北宇和郡松野町松丸358	平成20年 7月28日	政党の支部

	代 表 者	山 本 胸三郎	山 口 尊		
自由民主党美川支部	主たる事務所の所在地	上浮穴郡久万高原町上黒岩2317	上浮穴郡久万高原町東川130	平成20年 7月28日	政党の支部
	代 表 者	菅 民 重	高 橋 未 廣		
	会 計 責 任 者	高 橋 未 廣	桑 村 隆		
上村俊之後援会	代 表 者	貴 田 勉	川 野 光 康	平成20年 7月28日	
西条一心の会	主たる事務所の所在地	西条市丹原町高松甲1351 - 1	松山市湊町六丁目 6 - 2	平成20年 7月28日	
愛媛県日本共産党後援会	会 計 責 任 者	西 井 直 人	山 内 淳 正	平成20年 7月30日	
愛媛県商工連盟連合会四国中央支部	政 治 団 体 の 名 称	愛媛県商工連盟連合会四国中央支部	愛媛県商工連盟連合会伊予三島支部	平成20年 8月 5日	
	主たる事務所の所在地	四国中央市金生町下分865	四国中央市三島宮川 4 - 6 - 55		
藤原秀博後援会	主たる事務所の所在地	今治市朝倉北甲139 - 5	今治市古谷甲761	平成20年 8月 7日	
安井浩二後援会	代 表 者	高 見 和 政	中 川 友 忠	平成20年 8月11日	
	会 計 責 任 者	安 井 郁 子	高 見 和 政		
明日の宇和島を考える会	主たる事務所の所在地	宇和島市別当二丁目 4 - 5	宇和島市野川甲1237	平成20年 8月12日	
自由民主党愛媛県宅建支部	会 計 責 任 者	高 橋 久 直	高須賀 紀 正	平成20年 8月18日	政党の支部
村上常雄後援会	代 表 者	清 水 関 弘	松 本 武	平成20年 8月18日	
桜内ふみき後援会	政 治 団 体 の 名 称	桜内ふみき後援会	桜内文城後援会	平成20年 9月17日	
	主たる事務所の所在地	宇和島市恵美須町一丁目 6 - 10	宇和島市保手五丁目 7 - 15		
自由民主党愛媛県松山市第二十支部	会 計 責 任 者	伊與田 雅 人	河 上 隆 人	平成20年 9月25日	政党の支部
新産業経済研究会	会 計 責 任 者	伊與田 雅 人	河 上 隆 人	平成20年 9月25日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成20年10月10日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
池田 弥 三 男 後 援 会	池田 弥三男	平成19年12月31日

岡 野 辰 哉 後 援 会	岡 野 辰 哉	平成19年12月31日
ま ん 中 に 市 民 の い る 会	依 光 幹 夫	平成20年 4月15日
高 橋 剛 後 援 会	本 岡 昭	平成20年 6月23日
高 橋 剛 を 応 援 す る 会	高 橋 剛	平成20年 6月23日
川 野 ゆ き お 後 援 会	正 岡 勇	平成20年 6月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第 194 号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成20年10月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
谷内 開	四国中央市議会議員	谷内開後援会	四国中央市金生町山田井乙577 - 4	谷内 開	平成20年7月18日
永江 孝子	衆議院議員	永江孝子後援会	松山市喜与町一丁目5 - 4	永江 孝子	平成20年9月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成20年10月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
高橋 剛	衆議院議員	高橋剛を応援する会	四国中央市川之江町井地山981 - 7	高橋 剛	平成20年7月1日
岡野 辰哉	愛媛県議会議員	岡野辰哉後援会	伊予市宮下1653 - 3	岡野 辰哉	平成20年8月27日

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成20年10月10日

愛媛県労働委員会

会 長 白 石 喜 徳

愛媛県労働委員会あっせん員候補者名簿

氏名	現職又は地位	委員経歴	委嘱年月日
白石 喜徳	愛媛県労働委員会会長 弁護士	26～38期	平成19年8月27日
山下 泰史	愛媛県労働委員会会長代理 弁護士	34～38期	〃
宇都宮 純一	愛媛県労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	35～38期	〃
青山 保子	愛媛県労働委員会委員 社会保険労務士	36～38期	〃
桐木 陽子	愛媛県労働委員会委員 松山東雲短期大学教授	37～38期	〃
松本 修次	愛媛県労働委員会委員 全国一般労働組合愛媛地方本部特別執行委員	30～38期	〃
木原 忠幸	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛会長	36～38期	〃
安藤 伸子	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛中予地域協議会副事務局長 連合愛媛書記局長	37～38期	〃
徳永 洋典	愛媛県労働委員会委員 連合愛媛副会長 交通労連四国地方総支部四国西濃運輸労働組合執行委員長	37～38期	〃
田中 圭子	愛媛県労働委員会委員 JAM四国愛媛地区協議会副事務局長	38期	〃
廣瀬 了	愛媛県労働委員会委員 宇和島自動車株式会社代表取締役社長	37～38期	〃
仙波 誉子	愛媛県労働委員会委員 株式会社岩本商会代表取締役社長	37～38期	〃
岡田 忠	愛媛県労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	38期	〃

黒 田 周 子	愛媛県労働委員会委員 今治コミュニティ放送株式会社代表取締役社長	38期	平成19年 8 月27日
今 井 基 博	愛媛県労働委員会委員 住友共同電力株式会社総務部長	38期	〃
新 村 利 秋	全日本海員組合愛媛支部長 旧四国船員地方労働委員会委員	-	平成20年10月 1 日
一 色 昭 造	石崎汽船株式会社代表取締役社長 愛媛県旅客船協会会長 旧四国船員地方労働委員会委員	-	〃
増 本 基	愛媛県労働委員会事務局長	-	平成19年 4 月 1 日
菊 地 久 男	愛媛県労働委員会事務局次長	-	〃
竹 本 岩 雄	愛媛県労働委員会事務局審査調整課長	-	平成20年 4 月 1 日